

第5章

教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の
量の見込みと確保方策

第5章 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 子ども・子育て支援法にもとづく基本指針の改正

「教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」は、子ども・子育て支援法にもとづく基本指針に即して、策定することとされています。令和4年6月の児童福祉法等の一部を改正する法律および令和6年6月の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、基本指針の改正が行われました。

〈主な改正内容〉

- 家庭支援事業の新設・拡充および利用勧奨・措置に関する事項の追加
- こども家庭センターおよび地域子育て相談機関に関する事項の追加
- 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加
- 産後ケアに関する事業の追加

2 制度の事業体系

幼児期の学校教育と、保育の必要性のあるこどもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

原則、給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」に分かれます。

近年、急速な少子化の進行ならびに幼児期の教育および保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るために、幼児教育無償化（幼保無償化）を含む改正子ども・子育て支援法が成立したことにより、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始されました。

(1) 子どものための教育・保育給付

① 施設型給付

施設型給付の対象事業は、「幼稚園」、「認可保育所」、「認定こども園」の教育・保育施設です。市町村が事業者に対して施設型給付費を支給することになります。

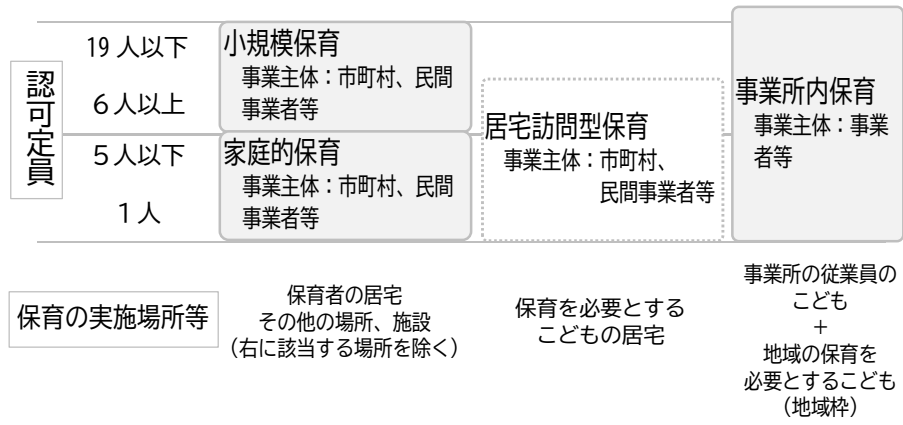
- ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。
- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間および保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
 - b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

② 地域型保育給付

制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「事業所内保育事業」、「居宅訪問型保育事業」の4事業から構成されます。

地域型保育事業の構成



資料：内閣府 子ども・子育て会議資料

(2) 子育てのための施設等利用給付

子育てのための施設等利用給付の対象事業は、「幼稚園（未移行）」、「就学前の障害児の発達支援」、「認可外保育施設」、「預かり保育事業」、「一時預かり事業」、「病児保育事業」、「ファミリー・サポート・センター事業」となります。

令和元年10月から開始された無償化の概要

対象施設	無償化の内容			必要な手続き
	0～2歳児	満3歳児	3～5歳児	
幼稚園（新制度幼稚園）	—	利用料無償	利用料無償	教育・保育給付認定（従来どおり）
認可保育所 認定こども園 地域型保育事業	・市町村民税世帯非課税者：利用料無償 ・その他の世帯：所得に応じて負担			
就学前の障害児の発達支援				
				通所給付決定 入所給付決定（従来どおり）
幼稚園（新制度幼稚園を除く）	—	上限月額 25,700 円		施設等利用給付認定（1～3号）
幼稚園（新制度幼稚園を含む）	—	市町村民税世帯非課税者のみ、利用日数×450円まで無償（上限月額 1.63万円）	利用日数×450円まで無償（上限月額 1.13万円）	施設等利用給付認定（2～3号）
認可外保育施設 預かり保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業	・市町村民税世帯非課税者のみ、月額 4.2万円を上限に利用料を無償		・月額 3.7万円を上限に利用料を無償	

※第2子以降については多子世帯軽減あり

(3) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

本市では、「子ども・子育て支援法」で定められている14事業（令和7年度）について、子ども・子育て支援交付金または交付税措置の対象事業として、実施しています。

また、それに加えて、同交付金の対象となっている5事業および市独自の2事業についても、地域子ども・子育て支援事業として実施し、地域の課題解決のために必要なサービスを提供しています。

制度における事業の体系

子ども・子育て支援給付

○ 施設型給付

- ・幼稚園
- ・認可保育所

（私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする）

- ・認定こども園

○ 地域型保育給付

- ・小規模保育事業
- ・家庭的保育事業
- ・事業所内保育事業
- ・居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）

※施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応

○ 施設等利用給付

- ・幼稚園（新1号）
- ・就学前の障害児発達支援
- ・認可外保育施設（新2、3号以下同じ）
- ・預かり保育、一時預かり事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業

○ 児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 一時預かり事業
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ⑤ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ⑥ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑦ 子育て短期支援事業
- ⑧ 延長保育事業
- ⑨ 病児・病後児保育事業
- ⑩ 学童保育事業（放課後児童クラブ）
- ⑪ 妊婦健康診査事業
- ⑫ 実費徴収にかかる補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- ⑭ 産後ケア事業
- ⑮ 子育て世帯訪問支援事業
- ⑯ 児童育成支援拠点事業
- ⑰ 親子関係形成支援事業
- ⑱ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- ⑲ 妊婦等包括相談支援事業
- ⑳ 保健師等による訪問指導事業
- ㉑ 児童虐待防止ネットワーク事業

(4) 保育の必要性の認定について

「子ども・子育て支援法」では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準にもとづき、保育の必要性を認定した上で、給付する仕組みとなっています。

① 認定区分

認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象事業		保育の必要性	対象年齢
1号認定	教育認定	幼稚園 認定こども園	なし	3～5歳児 (3歳以上児)
2号認定	保育認定	幼稚園	あり	
	保育認定	認定こども園 保育所	あり	0～2歳児 (3歳未満児)
3号認定	保育認定	認定こども園 保育所 地域型保育		

② 施設等利用給付の認定区分（新・認定区分）

施設等利用給付とは、幼児教育・保育の無償化に伴い創設された給付制度です。

この給付は、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートおよび幼稚園・認定こども園の預かり保育を利用した場合に対象となります。

無償化による給付を受けるためには、当該給付にかかる申請書を提出し、認定（新2号または新3号）を受ける必要があります。

③ 認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号、新2号、新3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）に当たっては以下の3点について基準を策定します。

事 由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など月48時間以上労働することを常態とする場合 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障害、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動および就学等、またそれらに類するものとして本市が定める事由
区 分※	①保育標準時間 育児休業・求職活動以外を想定した長時間利用 ②保育短時間 育児休業・求職活動を想定した短時間利用
優先利用	保護者の不存在や、虐待防止の観点から特別な支援を要する状態の場合等

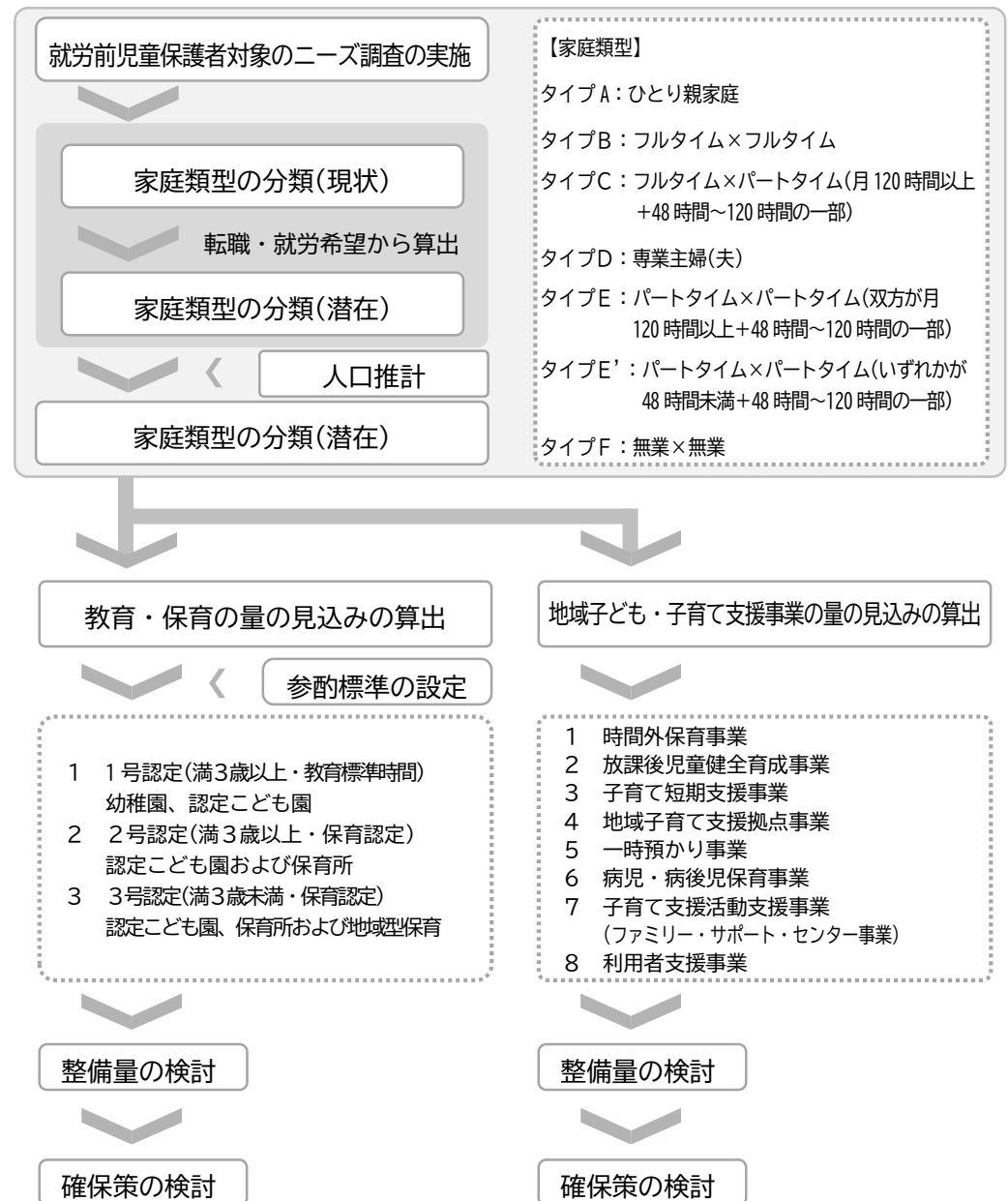
※区分は、月単位の保育の必要量に関する区分で、2号、3号が該当します。

3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー

(1) 推計の手順

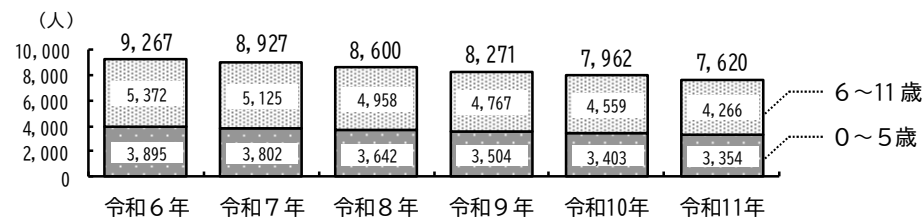
教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計に当たっては、就学前から小学生までのこどもを持つ保護者を対象とした調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、一部補正を行いました。



(2) 児童人口の将来推計

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を、令和2年から令和6年の各年1月1日住民基本台帳の人口を基に、コーホート変化率法により推計しました。5年間で約18%減の大きな減少が見込まれます。

児童人口の将来推計（各年1月1日）



①市全体

単位：人

年齢	6年実数	7年	8年	9年	10年	11年
0歳	554	543	526	516	503	492
1歳	571	588	576	559	548	534
2歳	640	578	596	582	565	554
3歳	701	648	585	604	590	573
4歳	734	702	649	586	604	590
5歳	695	743	710	657	593	611
6歳	821	697	744	713	659	595
7歳	890	828	703	750	718	664
8歳	871	890	827	703	749	717
9歳	915	875	894	830	706	752
10歳	921	915	876	895	832	707
11歳	954	920	914	876	895	831
合計	9,267	8,927	8,600	8,271	7,962	7,620

③西部区域

単位：人

年齢	6年実数	7年	8年	9年	10年	11年
0歳	46	43	41	41	40	39
1歳	53	49	45	43	43	42
2歳	47	56	52	47	45	45
3歳	57	49	58	54	49	47
4歳	77	58	50	59	54	49
5歳	55	79	60	51	60	55
6歳	72	55	78	60	51	60
7歳	74	73	56	79	60	51
8歳	70	74	73	56	79	60
9歳	92	70	74	73	56	79
10歳	78	95	72	76	76	58
11歳	72	79	96	73	77	77
合計	793	780	755	712	690	662

②東部区域

単位：人

年齢	6年実数	7年	8年	9年	10年	11年
0歳	504	495	480	470	458	448
1歳	508	534	524	509	498	485
2歳	588	512	539	528	513	502
3歳	629	593	516	544	533	518
4歳	649	629	593	516	544	533
5歳	624	656	636	600	521	550
6歳	739	626	658	638	602	523
7歳	798	745	631	663	643	607
8歳	785	797	744	630	662	642
9歳	810	789	801	747	633	665
10歳	829	807	787	799	745	631
11歳	868	827	805	785	797	743
合計	8,331	8,010	7,714	7,429	7,149	6,847

④北部区域

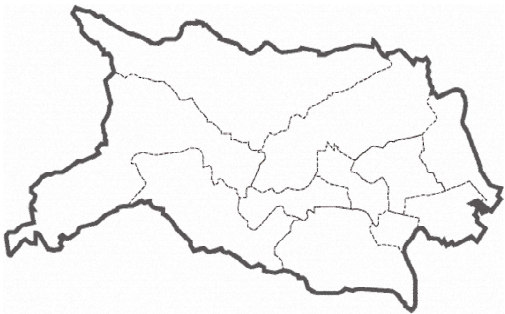
単位：人

年齢	6年実数	7年	8年	9年	10年	11年
0歳	4	5	5	5	5	5
1歳	10	5	7	7	7	7
2歳	5	10	5	7	7	7
3歳	15	6	11	6	8	8
4歳	8	15	6	11	6	8
5歳	16	8	14	6	12	6
6歳	10	16	8	15	6	12
7歳	18	10	16	8	15	6
8歳	16	19	10	17	8	15
9歳	13	16	19	10	17	8
10歳	14	13	17	20	11	18
11歳	14	14	13	18	21	11
合計	143	137	131	130	123	111

4 教育・保育の提供区域

提供区域については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、その他の条件を総合的に勘案して対象事業ごとに1区域、3区域、4区域とします。

(1) 1区域（市内全域）分けの対象事業

	
子ども・子育て支援給付	【 区域設定の主な特徴 】
・ 幼稚園	幼稚園事業については、多くの園が送迎バスを運行させていることから、広範囲にわたる事業として、1区域としました。
・ 居宅訪問型保育（ベビーシッター）	
地域子ども・子育て支援事業	
①利用者支援事業	居宅訪問型保育については、紹介業務であるため1区域としました。また、利用者支援事業については、市全域を対象としているため1区域としました。
④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	
⑤養育支援訪問および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	
⑥ファミリー・サポート・センター事業	病児・病後児保育事業については、病児保育1園、病後児保育1園の計2園で市全域を対象としているため1区域としました。
⑦子育て短期支援事業	
⑨病児・病後児保育事業	
⑭産後ケア事業	病児・病後児保育事業については、病児保育1園、病後児保育1園の計2園で市全域を対象としているため1区域としました。
⑮子育て世帯訪問支援事業	
⑯児童育成支援拠点事業	
⑰親子関係形成支援事業	⑲妊婦等包括相談支援事業
⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	⑳保健師等による訪問指導事業
	㉑児童虐待防止ネットワーク事業

(2) 3区域（東部地域・西部地域・北部地域）分けの対象事業

	
子ども・子育て支援給付	【 区域設定の主な特徴 】
・ 保育所	保育所等については、待機児童が解消された一方、定員に満たない施設が増加しています。 そのような中で、北部と西部を直接結ぶ公共交通機関がないことや地形や土地利用などの状況に違いがあることなどから3区域としました。
・ 認定こども園	
・ 小規模保育（定員6人以上19人以下の施設）	
・ 家庭的保育	保育所等については、待機児童が解消された一方、定員に満たない施設が増加しています。 そのような中で、北部と西部を直接結ぶ公共交通機関がないことや地形や土地利用などの状況に違いがあることなどから3区域としました。
・ 事業所内保育	
地域子ども・子育て支援事業	
②地域子育て支援拠点事業	保育所等については、待機児童が解消された一方、定員に満たない施設が増加しています。 そのような中で、北部と西部を直接結ぶ公共交通機関がないことや地形や土地利用などの状況に違いがあることなどから3区域としました。
③一時預かり事業	
⑧延長保育事業	
⑫実費徴収にかかる補足給付を行う事業	保育所等については、待機児童が解消された一方、定員に満たない施設が増加しています。 そのような中で、北部と西部を直接結ぶ公共交通機関がないことや地形や土地利用などの状況に違いがあることなどから3区域としました。
⑬多様な主体が参画することを促進するための事業	

(3) 4区域（東部地域・西部地域・北部地域小曾木地区・北部地域成木地区）分けの対象事業



子ども・子育て支援給付	【 区域設定の主な特徴 】 学童保育については、放課後、児童が一人で移動することが必要であることから、交通網や地形的な要因を考慮し、施設数が13か所ある東部地域、3か所ある西部地域、各1か所の北部地域小曾木地区と北部地域成木地区の4区域としました。 各地域・地区の特徴として、東部地域は人口が集中し、小学校の配置も平均していること、また、西部地域は公共交通機関を利用して通学する児童が多いこと、北部地域小曾木地区は交通網が整備されていないことから他地域・地区への移動が難しいこと、北部地域成木地区は、小規模特認校として市全域から児童を受け入れていることなどがあげられます。
該当事業なし	
地域子ども・子育て支援事業	
⑩放課後児童クラブ（学童保育事業）	

(4) 提供区域分けが必要ない事業

⑪妊婦健康診査事業

5 教育・保育の一体的提供および推進に関する体制の確保に関する事項

(1) 認定こども園の普及にかかる基本的な考え方

認定こども園は幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設であり、保護者の就労状況等にかかわらず利用できます。

本市においても、こどもたちを真ん中に、幼稚園・保育園のそれぞれの特徴を活かし、こどもたちの健やかな成長を図っていきます。

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の市町村が行う必要な支援に関する事項

質の高い教育・保育および子育て支援を提供するには、幼稚園教諭、保育士等の専門性や経験が重要になります。

教育・保育の一体的提供に関する意義や課題を共有できるよう、幼稚園教諭と保育士の合同研修の開催等の支援を推進していきます。

(3) 質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等にかかる基本的な考え方およびその推進方策

全てのこどもが健やかに育つためには、特に乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることに留意し、発達段階に応じた質の高い教育・保育、地域子育て支援事業が適切に提供されることが重要です。

こどもの最善の利益が実現される社会を目指し、全ての子育て家庭を地域社会全体で支えていくことができるよう、子育て支援施策を推進していきます。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業者の相互連携ならびに認定こども園、幼稚園および保育所等と小学校等との連携の推進方策

安心してこどもを産み育てることができる環境を実現するには、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を提供することが必要であり、そのためには子ども・子育て支援にかかわる事業者間の密接な連携が重要になります。

特に、3歳未満のこどもを保育する地域型保育事業について、満3歳以降も継続して質の高い教育・保育が受けられるよう、教育・保育施設と地域型保育事業者の円滑な連携を推進します。

また、幼・保・小の交流や連携を推進することにより、幼児期の教育・保育の充実や、小学校等への円滑な移行を図ります。

6 施設型給付

※現状は令和6年度の実数または見込み数を計上しており、推計にはその地域で生活をしている方の利用者推計総数（量の見込み）を計上しています。（以下、全ての項目に共通します。）

（1）幼稚園（1区域）

「学校教育法」にもとづく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。

単位：人

幼稚園	現状	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	315	311	289	275	266	264
②確保提供総数	1,276	1,000	785	785	785	635
差異（②－①）	961	689	496	510	519	371

※認定こども園の教育部分1号を含む

【現状】

- 幼稚園が6園あります。
- 教員の資質の向上のために、「教員研修補助金」を交付しています。
- 園児の心を育む保育（観劇や造形活動、音感、体育等による感性、運動性を育む保育等）を行う場合、「心を育む保育実施補助金」を交付しています。
- 教育環境整備のため、教材等の整備を行う場合、「教育環境整備費補助金」を交付しています。
- 就園促進のため、未就園児教室等を行う場合、「就園促進事業補助金」を交付しています。
- 保護者の負担を軽減するため、「保護者補助金」を交付しています。

【確保の方策】令和7年度～11年度

- 保護者補助金等の法定代理受領の実施や副食費の補助を行い、保護者の経済的な負担を軽減し、利用促進を図ります。
- 乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）などの新しい給付制度を実施することにより、新たな層の園児の利用促進を図ります。

(2) 認可保育所（3区域）

保護者の就労や病気などで、家庭でこどもをみることができない場合に、保護者の代わりに保育する施設です。

① 東部地域

単位：人

認可保育所	現状	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	2,288	2,233	2,145	2,062	1,996	1,978
2号認定	1,371	1,354	1,258	1,197	1,152	1,154
3号認定（0歳）	142	139	135	132	129	126
3号認定 （1・2歳）	775	740	752	733	715	698
②確保提供総数	2,826	2,826	2,826	2,826	2,826	2,826
2号認定	1,696	1,696	1,696	1,696	1,696	1,696
3号認定（0歳）	227	227	227	227	227	227
3号認定 （1・2歳）	903	903	903	903	903	903
差異（②－①）	538	593	681	764	830	848

※利用者推計総数は、小規模保育事業と家庭的保育事業の数値を含む。

【現状】

- 認可保育所が24園あります。
- 「重度アレルギー児対策加算補助金」として、対象児童の通所している保育所に対し補助を行っています。
- 「心を育む保育補助金」として、音感教室や体操教室などに補助を行い、保育の質の向上を図っています。
- 「施設運営維持費補助金」として、施設の修繕等の補助を行い、児童の保育環境の向上を図っています。
- 「市保育士加算補助金」として、保育士人件費の補助を行い、保育士の雇用人数を確保し、より充実した保育を行うことを図っています。

【確保の方策】令和7年度～11年度

- アレルギー児、障害児、医療的ケア児の受入れについて、保育環境の整備や施設に対する助成を行います。
- 定員に満たない保育所に対して、利用定員の見直しを行うなど、効率的な運営を促します。
- 老朽化した保育所に対して、施設整備を行い、保育環境の向上に努めます。
- 保育所入所にかかる認定基準の見直しや副食費補助などの市独自の補を実施することで、保護者の負担軽減を図り、保育所の利用を促します。

② 西部地域

単位：人

認可保育所	現状	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	137	137	126	120	119	113
2号認定	81	80	72	70	70	65
3号認定（0歳）	10	9	9	9	9	8
3号認定 （1・2歳）	46	48	45	41	40	40
②確保提供総数	320	320	320	320	320	320
2号認定	195	195	195	195	195	195
3号認定（0歳）	27	27	27	27	27	27
3号認定 （1・2歳）	98	98	98	98	98	98
差異（②－①）	183	183	194	200	201	207

【 現状 】

- 認可保育所が5園あります。
- 「重度アレルギー児対策加算補助金」として、対象児童の通所している保育所に対し補助を行っています。
- 「心を育む保育補助金」として、音感教室や体操教室などに補助を行い、保育の質の向上を図っています。
- 「施設運営維持費補助金」として、施設の修繕等の補助を行い、児童の保育環境の向上を図っています。
- 「市保育士加算補助金」として、保育士人件費の補助を行い、保育士の雇用人数を確保し、より手厚い保育を行うことを図っています。
- 一部の認可保育所で送迎バスを運行しています。

【 確保の方策 】 令和7年度～11年度

- アレルギー児、障害児、医療的ケア児の受入れについて、保育環境や施設の整備に対する助成を行います。
- 定員に満たない保育所に対して、利用定員の見直しを行うなど、効率的な運営を促します。
- 保育所入所にかかる認定基準の見直しや副食費補助などの市独自の補助を実施することにより、保護者の負担軽減を図り、保育所の利用を促します。

③ 北部地域

単位：人

認可保育所	現状	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	145	123	119	106	113	104
2号認定	92	68	73	54	61	52
3号認定（0歳）	6	8	8	8	8	8
3号認定 （1・2歳）	47	47	38	44	44	44
②確保提供総数	175	175	175	175	175	175
2号認定	106	106	106	106	106	106
3号認定（0歳）	12	12	12	12	12	12
3号認定 （1・2歳）	57	57	57	57	57	57
差異（②－①）	30	52	56	69	62	71

【 現状 】

- 認可保育所が2園あります。
- 「重度アレルギー児対策加算補助金」として、対象児童の通所している保育所に対し補助を行っています。
- 「心を育む保育補助金」として、音感教室や体操教室などに補助を行い、保育の質の向上を図っています。
- 「施設運営維持費補助金」として、施設の修繕等の補助を行い、児童の保育環境の向上を図っています。
- 「市保育士加算補助金」として、保育士人件費の補助を行い、保育士の雇用人数を確保し、より手厚い保育を行うことを図っています。
- 送迎バスを運行することにより、東部地域や他県から児童の受け入れを行い、園児数の確保と保護者の利便性の向上を図っています。

【 確保の方策 】 令和7年度～11年度

- アレルギー児、障害児、医療的ケア児の受入れについて、保育環境や施設の整備に対する助成を行います。
- 定員に満たない保育所に対して、利用定員の見直しを行うなど、効率的な運営を促します。
- 保育所入所にかかる認定基準の見直しや副食費補助などの市独自の補を実施することにより、保護者の負担軽減を図り、保育所の利用を促します。

(3) 認定こども園（3区域）

保護者の就労状況にかかわらず入園することができ、幼児教育と保育を一体的に提供し、地域における子育て支援機能を備えた施設です。

① 東部地域

単位：人

認定こども園	現状	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	120	117	113	108	104	104
2号認定	78	77	72	68	66	66
3号認定（0歳）	7	7	7	7	6	6
3号認定 （1・2歳）	35	33	34	33	32	32
②確保提供総数	194	229	179	179	179	179
2号認定	134	164	134	134	134	134
3号認定（0歳）	13	13	10	10	10	10
3号認定 （1・2歳）	47	52	35	35	35	35
差異（②－①）	74	112	66	71	75	75

【現状】

○幼稚園型認定こども園3園と地方裁量型認定こども園が1園あります。

【確保の方策】令和7年度～11年度

○保護者補助金等の法定代理受領の実施や副食費の補助を行い、保護者の経済的負担を軽減し、園児の利用促進を図ります。

○こども誰でも通園制度や多様な他者の関わり合いの機会の創出事業などの新しい給付制度等を実施することにより、新たな層の園児の利用促進を図ります。

② 西部地域

【現状】現在、実施園はありません。

【確保の方策】令和7年度～11年度

○保育の受け皿は十分に確保できています。今後は、保育の質の向上および保護者の負担軽減を図ります。

③ 北部地域

【現状】現在、実施園はありません。

【確保の方策】令和7年度～11年度

○保育の受け皿は十分に確保できています。今後は、保育の質の向上および保護者の負担軽減を図ります。

7 地域型保育給付

(1) 小規模保育事業（3区域）

国が定める基準に適合し、市町村の認可を受けた施設において、3歳未満のこどもを、少人数（6～19名以下）単位で預かる事業です。

① 東部地域

単位：人

小規模保育施設	現状	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
確保提供総数	41	41	41	41	41	41
3号認定（0歳）	13	13	13	13	13	13
3号認定 （1・2歳）	28	28	28	28	28	28

【現状】

○グループ型小規模保育事業を3施設で実施しており、定員41名となっています。

【確保の方策】令和7年度～11年度

○保育の質の向上に努めます。

○各種団体が実施する研修への積極的な参加を促します。

② 西部地域

【現状】現在、実施園はありません。

③ 北部地域

【現状】現在、実施園はありません。

(2) 家庭的保育事業（3区域）

保育者の家庭などでこどもを預かるサービスです。

① 東部地域

単位：人

家庭的保育施設	現状	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
確保提供総数	10	10	10	10	10	10
3号認定 （0・1・2歳）	10	10	10	10	10	10

【現状】

○家庭的保育者2人を認可しており、受け入れ定員は10名となっています。

【確保の方策】令和7年度～11年度

○保育の質の向上に努めます。

○各種団体が実施する研修への積極的な参加を促します。

② 西部地域

【現状】現在、実施園はありません。

③ 北部地域

【現状】現在、実施園はありません。

（３）事業所内保育事業（３区域）

企業などが、主に従業員用に運営し、周辺に在住しているこどもの受け入れも行う保育施設です。

① 東部地域

【 現状 】 現在、実施園はありません。

【 確保の方策 】 令和７年度～１１年度

○需要の状況に応じ、事業者等からの申請にもとづき設置を検討します。

② 西部地域

【 現状 】 現在、実施園はありません。

【 確保の方策 】 令和７年度～１１年度

○需要の状況に応じ、事業者等からの申請にもとづき設置を検討します。

③ 北部地域

【 現状 】 現在、実施園はありません。

【 確保の方策 】 令和７年度～１１年度

○需要の状況に応じ、事業者等からの申請にもとづき設置を検討します。

（４）居宅訪問型保育事業（１区域）

保護者が何らかの理由により保育が困難になった場合や、障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などへの対応として、保護者の自宅で１対１で保育を行う事業です。

【 現状 】 現在、実施園はありません。

【 確保の方策 】 令和７年度～１１年度

○需要の状況に応じ、事業者等からの申請にもとづき設置を検討します。

8 相談支援

(1) 利用者支援事業（1 区域）

こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供および必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

「子育て支援センター（はぐはぐ）」や「こども家庭センター」において相談を受け付け、必要に応じて関係機関と連携し、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない相談支援を行います。

単位：か所

利用者支援事業		現状	推計				
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
基本型	確保 提供総数	1	1	1	1	1	1
こども家庭 センター型	確保 提供総数	1	1	1	1	1	1

【 現状 】

○子育て支援センター（はぐはぐ）において利用者支援事業（基本型）を実施しています。また、こども家庭センターにおいて利用者支援事業（こども家庭センター型）を実施しています。

○利用者支援事業（基本型）では、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等情報の集約・提供、相談および関係機関との連絡調整等を実施しています。また、利用者支援事業（こども家庭センター型）では、18歳未満のこどもとその家庭からの相談や、妊娠・出産・育児に不安を抱える妊産婦からの出産や子育てに関する相談に対応しています。

【 確保の方策 】 令和7年度～11 年度

○継続して事業を実施しています。

○良質な環境の提供と、人材の確保を行い、事業の質の向上に努めます。

(2) 地域子育て支援拠点事業（3区域）

こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供および必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【現状】

○子育て支援に関する交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習等の実施を行っています。

○子育て支援センター「はぐはぐ」、畑中保育園「すこやかルーム」、東青梅市民センター「おひさま広場」、河辺市民センター「トイトイトイ」、下長瀬自治会館「とことこ」、文化交流センター「にこにこ」、その他保育所での簡易な「子育てひろば」を行っています。

○市民センターを会場として実施する「センターひろば」（支援事業：幼児と親のための教室と体育館開放）を行っています。

【確保の方策】令和7年度～11年度

○各施設において、継続して事業を実施していきます。

○良質な環境の提供と、人材の確保を行い、事業の質の向上に努めます。

① 東部地域

○子育てひろば 15か所 支援事業 7か所

単位：人／月

地域子育て支援 拠点事業	現状	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	3,596	3,511	3,376	3,252	3,149	3,117
②確保提供総数	26,078	26,078	26,078	26,078	26,078	26,078
差異（②－①）	22,482	22,567	22,702	22,826	22,929	22,961

② 西部地域

○子育てひろば 2か所 支援事業 2か所

単位：人／月

地域子育て支援 拠点事業	現状	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	164	164	150	144	142	136
②確保提供総数	790	790	790	790	790	790
差異（②－①）	626	626	640	646	648	654

③ 北部地域

○子育てひろば 1か所

単位：人／月

地域子育て支援 拠点事業	現状	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	2	2	2	2	2	2
②確保提供総数	240	240	240	240	240	240
差異（②－①）	238	238	238	238	238	238

9 訪問系事業

(1) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（1区域）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

単位：人／年

乳児家庭 全戸訪問事業	現状	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	600	543	526	516	503	492
②確保提供総数	600	543	526	516	503	492
差異（②－①）	0	0	0	0	0	0

【現状】

○生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

○民生・児童委員134人（令和6年9月現在の人数、主任児童委員は除く）および市担当職員で対応しています。

(2) 養育支援訪問事業（1区域）

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談・指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

単位：人回／年

養育支援訪問事業	現状	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	300	300	300	300	300	300
②確保提供総数	300	300	300	300	300	300
差異（②－①）	0	0	0	0	0	0

【現状】

○こども家庭支援ワーカー等が養育家庭を訪問し養育に関する相談・指導・助言等を行います。

(3) 保健師等による訪問指導事業（1 区域）

ア 妊婦訪問指導事業

妊婦の健康状態・生活環境・疾病予防等、妊娠中に必要な事項について、家庭訪問の上、適切な指導を行うとともに、疾病や異常の早期発見・早期治療について助言し、不安を除き、安心して出産・育児に臨むことが出来るよう支援する事業です。

【 現状 】

○保健師5人で、市内の訪問事業を行っています。

【 確保の方策 】 令和7年度～11年度

○母子手帳交付時等の面談や妊婦健康診査結果通知、その他医療機関や本人からの連絡により把握します。

イ 新生児訪問指導・産婦訪問指導事業

新生児の発育、栄養、生活環境、疾病予防等育児上重要な、産婦の健康状況・生活環境・疾病予防等、産後に必要な事項について、訪問の上、適切な指導を行うとともに、新生児および産婦の疾患や異常の早期発見・早期治療について助言し、不安を除き、安心して育児に臨むことが出来るよう支援することを目的として、生後28日未満の新生児と産婦を対象に保健師等が訪問する事業です。

【 現状 】

○保健師5人および訪問指導員8人で、市内の訪問事業を行っています。

【 確保の方策 】 令和7年度～11年度

○母子手帳交付時等の面談で周知を行い、出生通知票をもとに全戸訪問を行い、利用者に寄り添った支援を行います。

ウ 未熟児訪問事業

早期産や低出生体重で生まれた赤ちゃんは、生理的に未熟で、また、心や体の発達も正期産児に比べ遅れることも少なくないため、保健師等が家庭を訪問し、育児支援を行います。

【 現状 】

○保健師5人および訪問指導員8人で、市内の訪問事業を行っています。

【 確保の方策 】 令和7年度～11年度

○母子手帳交付時等の面談で周知を行い、出生通知票での把握や医療機関との連携により全戸訪問を行い、利用者に寄り添った支援を行います。

10 通所系事業

(1) 子育て短期支援事業（1 区域）

保護者が生後57日目から小学校就学前のこどもを一時的に家庭で養育できない場合、宿泊を伴い原則7日間を限度に利用できる事業です。

単位：人日／年

子育て短期支援 事業	現状	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	222	216	208	200	192	184
②確保提供総数	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095
差異（②－①）	873	879	887	895	903	911

【 現状 】

- 市内乳児院・児童養護施設に委託し、年末年始を含め毎日実施しています。
- この乳児院・児童養護施設では、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町も同事業を委託しています。6市町で1日最大10人の受け入れが可能となっています。
- トワイライト預かりや小学生の対応について、検討しています。

(2) 一時預かり事業（保育所等）（3 区域）

病気やけが、冠婚葬祭など、保護者の事情でやむを得ず家庭での保育が困難になった場合、保育所等で未就学児を一時的に預かる事業です。育児による疲労・ストレスなどを感じた場合も利用できます。

① 東部地域

単位：人日／年

一時預かり事業 （保育所等）	現状	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	551	538	517	498	483	478
②確保提供総数	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
差異（②－①）	9,449	9,462	9,483	9,502	9,517	9,522

【 現状 】

- 認可保育所で7園、認定こども園で1園、小規模保育事業所1所で実施しています。うち、認可保育所1園で定期利用保育を実施しています。

【 確保の方策 】 令和7年度～11年度

- ニーズは十分に確保されています。

② 西部地域

単位：人日／年

一時預かり事業 (保育所等)	現状	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	183	182	167	161	159	151
②確保提供総数	4,750	4,750	4,750	4,750	4,750	4,750
差異(②－①)	4,567	4,568	4,583	4,589	4,591	4,599

【現状】

○認可保育所で3園実施しています。うち1園で定期利用保育を実施しています。

【確保の方策】令和7年度～11年度

○ニーズは十分に確保されています。

③ 北部地域

単位：人日／年

一時預かり事業 (保育所等)	現状	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	11	9	9	8	9	8
②確保提供総数	0	0	0	0	0	0
差異(②－①)	▲11	▲9	▲9	▲8	▲9	▲8

【現状】現在、実施施設はありません。

【確保の方策】令和7年度～11年度

○利用者の利便性を考慮して、他地域の一時預かり事業やファミリー・サポート・センターの利用を促していきます。

(3) 一時預かり事業（幼稚園等）

① 幼稚園（1区域）

単位：人日／年

一時預かり事業 （幼稚園）	現状	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	16,294	16,109	14,962	14,216	13,754	13,654
②確保提供総数	18,408	16,133	15,766	15,766	15,766	14,105
差異（②－①）	2,114	24	804	1,550	2,012	451

【現状】

○現在、確保については充足しています。

【確保の方策】令和7年度～11年度

○ニーズは十分に確保されています。

② ファミリー・サポート・センター等（1区域）

単位：人日／年

一時預かり事業 （ファミリー・サポ ート・センター等）	現状	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	1,314	1,265	1,222	1,175	1,125	1,057
②確保提供総数	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
差異（②－①）	3,186	3,235	3,278	3,325	3,375	3,443

【現状】

○ファミリー・サポート・センター事業の令和5年度末会員数は、利用会員537人、提供会員235人、両方会員3人、計775人となっています。

○子育て短期支援事業により、乳児院・児童養護施設においても受入れが可能となっております。

【確保の方策】令和7年～11年度

○ファミリー・サポート・センター事業および子育て短期支援事業の充実を図ります。

○提供会員の質の向上のため、研修を実施していきます。

(4) 延長保育事業（3区域）

通常の保育時間の前後に、保育所等が在所児を預かる事業です。本市では、仕事や一時的な用事などに応じて、延長保育を実施しています。

① 東部地域

単位：人日／年

延長保育事業	現状	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	15,540	15,172	14,590	14,053	13,610	13,472
②確保提供総数	686,250	686,250	686,250	686,250	686,250	686,250
差異（②－①）	670,710	671,078	671,660	672,197	672,640	672,778

【現状】

○全園で実施しています。

○延長時間は30分が5施設、1時間が8施設、1時間半が10施設、2時間が7施設で実施しています。

【確保の方策】令和7年度～11年度

○ニーズは十分に確保されていますが、需要に応じて時間の拡大等について保育施設と調整を図っていきます。

② 西部地域

単位：人日／年

延長保育事業	現状	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	514	512	470	453	446	425
②確保提供総数	195,000	195,000	195,000	195,000	195,000	195,000
差異（②－①）	194,486	194,488	194,530	194,547	194,554	194,575

【現状】

○全園で実施しています。

○延長時間は30分が3施設、1時間が2施設で実施しています。

【確保の方策】令和7年度～11年度

○ニーズは十分に確保されていますが、需要に応じて時間の拡大等について保育施設と調整を図っていきます。

③ 北部地域

単位：人日／年

延長保育事業	現状	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	140	118	116	101	109	99
②確保提供総数	41,250	41,250	41,250	41,250	41,250	41,250
差異(②－①)	41,110	41,132	41,134	41,149	41,141	41,151

【現状】

○全園で実施しています。

○延長時間は30分が1施設、1時間が1施設で実施しています。

【確保の方策】令和7年度～11年度

○ニーズは十分に確保されていますが、需要に応じて時間の拡大等について保育施設と調整を図っていきます。

(5) 病児・病後児保育事業（1区域）

病気や病気の回復期にあるこどもを対象に、保育所等での集団保育が困難で、かつ保護者の事情により家庭で保育できないときに一時的に保育する施設です。

単位：人日／年

病児・病後児 保育事業	現状	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	552	536	516	497	478	458
②確保提供総数	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
差異(②－①)	1,448	1,464	1,484	1,503	1,522	1,542

【現状】

○病児保育室が東部地域に1施設あります。

○病後児保育室が東部地域に1施設あります。

【確保の方策】令和7年度～11年度

○ニーズは確保されていますが、需要に応じ、施設数の増等について保育施設と調整を図っていきます。

（６）学童保育事業（放課後児童クラブ）（４区域）

仕事などにより、昼間保護者が家庭にいない児童を対象に、遊びや生活の場を提供します。

①a 東部地域：低学年（１～３年生）

単位：人

放課後児童クラブ	現状	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	983	907	855	821	805	744
②確保提供総数	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
差異（②－①）	117	193	245	279	295	356

【現状】

- 地域内11小学校の区域において事業が行われています。
- 東部地域の放課後児童クラブ利用希望者が多いため、一部の放課後児童クラブにおいては待機児童が発生しています。一方、大多数のクラブにおいては、利用希望者が定数に達していないため、要件に該当する児童が希望すれば入所できる状況です。
- 第二学童保育所、新町学童保育所については開設から十数年から数十年を経過しており、経年劣化による老朽化が施設のあらゆる部分で進んでおり、その都度修繕等により対応していますが、施設の建替えや大規模改修が必要な状況です。

【確保の方策】令和7年度～11年度

- 地域の実情に応じて、民間の学童保育所の参入および整備を検討します。
- 老朽化した施設については、施設整備または大規模改修などの環境整備を検討します。
- 放課後子ども教室との連携を推進し、質の向上を図ります。

①b 東部地域：高学年（４～６年生）

単位：人

放課後児童クラブ	現状	推計				
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	160	155	156	148	131	130
②確保提供総数	131	131	131	131	131	131
差異（②－①）	▲29	▲24	▲25	▲17	0	1

【現状】

- 東部地域の放課後児童クラブ利用希望者が多いため、一部の放課後児童クラブにおいては待機児童が発生しています。また、小学校低学年の児童に比べて高学年の方が入所ににくい状況となっています。

【確保の方策】令和7年度～11年度

- 地域の実情に応じて、民間の学童保育所の参入および整備を検討します。
- 老朽化した施設については、施設整備または大規模改修などの環境整備を検討します。
- 放課後子ども教室との連携を推進し、質の向上を図ります。

② 西部地域

単位：人

放課後児童クラブ		現状	推計				
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
低 学 年	①利用者推計総数 (量の見込み)	180	163	172	163	151	141
	②確保提供総数	200	200	200	200	200	200
	差異(②-①)	20	37	28	37	49	59
高 学 年	①利用者推計総数 (量の見込み)	40	36	35	34	29	34
	②確保提供総数	49	49	49	49	49	49
	差異(②-①)	9	13	14	15	20	15

【現状】

○地域内3小学校において事業が行われています。

○学童保育所の利用希望者が定数に達していないため、待機児童は発生していません。

【確保の方策】令和7年度～11年度

○老朽化した施設については、施設整備またはその都度修繕を行ない、環境整備を図ります。

○放課後子ども教室との連携を推進し、質の向上を図ります。

③ 北部地域小曾木地区

単位：人

放課後児童クラブ		現状	推計				
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
低 学 年	①利用者推計総数 (量の見込み)	20	19	16	18	13	14
	②確保提供総数	30	30	30	30	30	30
	差異(②-①)	10	11	14	12	17	16
高 学 年	①利用者推計総数 (量の見込み)	2	2	3	2	3	1
	②確保提供総数	7	7	7	7	7	7
	差異(②-①)	5	5	4	5	4	6

【現状】

○地域内1小学校において事業が行われています。

○学童保育所の利用希望者が定数に達していないため、待機児童は発生していません。

【確保の方策】令和7年度～11年度

○老朽化した施設については、施設整備またはその都度修繕を行ない、環境整備を図ります。

○放課後子ども教室との連携を推進し、質の向上を図ります。

④ 北部地域成木地区

単位：人

放課後児童クラブ		現状	推計				
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
低 学 年	①利用者推計総数 (量の見込み)	15	16	12	15	11	12
	②確保提供総数	20	20	20	20	20	20
	差異(②-①)	5	4	8	5	9	8
高 学 年	①利用者推計総数 (量の見込み)	5	6	7	5	7	4
	②確保提供総数	9	9	9	9	9	9
	差異(②-①)	4	3	2	4	2	5

【 現状 】

- 地域内1小学校において事業が行われています。
- 学童保育所の利用希望者が定数に達していないため、待機児童は発生していません。
- 成木こどもクラブの施設については、経年劣化による老朽化が進んでいる状況です。

【 確保の方策 】 令和7年度～11年度

- 老朽化した施設については、施設整備またはその都度修繕を行ない、環境整備を図ります。
- 放課後子ども教室との連携を推進し、質の向上を図ります。

（７）放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携

親の就労状況に関わらず全ての児童が放課後等の時間を安全・安心に過ごし、地域住民等の参画を得た多様な体験・活動を行うことができる場としての放課後子ども教室と放課後児童クラブ（学童保育）の連携を推進します。

待機児童対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保に向け、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として充実を図る「放課後児童対策パッケージ」を踏まえた取り組みを進めていきます。

【現状】

１）放課後児童クラブの状況

令和６年度現在、東小学校（児童自立支援施設）を除く市内16小学校全てにおいて、放課後児童クラブを実施しています。※詳細は（６）学童保育事業を参照

２）放課後子ども教室の状況

令和６年度現在、東小学校を除く市内16小学校全てにおいて、放課後子ども教室を実施しています。

放課後児童クラブとの校内交流型または連携型については、市内16小学校全てで実施しています。

放課後子ども教室の実施状況（令和６年１０月現在）

学校名	平均利用人数	一体実施	学校名	平均利用人数	一体実施
第一小	32人	○	河辺小	24人	○
第二小	26人	○	新町小	34人	○
第三小	16人	○	霞台小	17人	○
第四小	20人	○	友田小	50人	○
第五小	50人	○	今井小	50人	○
第六小	13人	○	若草小	49人	○
第七小	13人	○	藤橋小	19人	○
成木小	20人	○	吹上小	35人	○
合計			468人	16校	

一体実施…校内交流型または連携型の実施状況。○は実績あり

【確保の方策】

１）放課後児童クラブの令和11年度に達成されるべき目標事業量

放課後児童クラブについては、すでに東小学校（児童自立支援施設）を除く全ての小学校区で実施されています。

令和11年度までに達成されるべき目標事業量は下表のとおりです。

区 分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
利用者推計総数	1,405	1,304	1,256	1,206	1,150	1,080
確保提供総数	1,546	1,546	1,546	1,546	1,546	1,546
学童保育所数	19	19	19	19	19	19
クラブ数	37	37	37	37	37	37

２）校内交流型または連携型の放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の令和11年度に達成されるべき目標事業量

現在、小学校の教室を利用している、または、小学校に隣接している施設で放課後児童クラブを実施している学童保育所は、19学童保育所のうち17学童保育所（クラブ数では37クラブのうち33クラブ）となっています。このため、小学校の教室を利用して学童保育所を実施している学校（隣接している施設での学童保育所を含む）を校内交流型、学校の教室以外で学童保育所を実施している学校を連携型として進めていきます。

区 分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
校内交流型	17	17	17	17	17	17
連携型	2	2	2	2	2	2
開設割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%

3) 放課後子ども教室の令和11年度までの実施計画

16校全校の実施を継続するとともに、実施日数増加を希望する学校・地域を調査把握し、ニーズに沿って実施していきます。

区 分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
学校数	16	16	16	16	16	16
実施校	16	16	16	16	16	16
実施割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%

4) 放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策

ア 放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の一体的または連携による事業を実施する際の共通プログラムを企画するには、放課後児童クラブの指導員と放課後子ども教室のコーディネーターが企画段階から連携することが必要です。このため、学校区ごとに、学校関係者も含め定期的に検討会を開催することとします。

その際、放課後子ども教室のコーディネーターが中心となりプログラムを立案し、放課後児童クラブの指導員が補佐する形式とすることを基本としますが、各学校区の事情に合わせ対応していくこととします。なお、プログラムや人員配置については、児童の安全面に十分配慮します。また、この検討会の中で、放課後児童クラブと放課後子ども教室、学校関係者で互いに、特別な配慮を必要とする児童の情報を共有し、対応していくこととします。

イ 連携型として共通プログラムを実施する場合には、プログラム終了後に各学童保育所に移動することになるため、地域住民等の協力を得ながら児童が安全に移動できるよう配慮することとします。

それぞれ第二小学校から千ヶ瀬学童クラブまでは約900m、第三小学校から大門こどもクラブまでは約600m、吹上小学校から大門こどもクラブまでは約700mあり、車の通行もある経路であることから、児童の安全に配慮し、放課後児童クラブの指導員に加え、必要に応じて送迎スタッフの応援を検討します。

5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブおよび放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

ア 現在、放課後児童クラブの実施校16校のうち、13校が小学校の教室を利用しています。また、少人数学級を進めていくことや特別支援学級の利用など、今後、放課後児童クラブおよび放課後子ども教室における余裕教室の利用は非常に困難な状況となっています。

このため、放課後子ども教室の実施に当たっては、専用教室の確保が困難な学校では、特別教室、体育館、校庭、図書室等の一時利用を促進していきます。

イ 放課後の児童の安全で安心できる居場所づくりとして、学校関係者と連携し、学校施設の積極的な利用促進についての協力を依頼していきます。

各小学校における放課後児童クラブおよび放課後子ども教室専用教室の有無

学校名	放課後児童クラブ	放課後子ども教室	学校名	放課後児童クラブ	放課後子ども教室
第一小	●	○	河辺小	●	○
第二小	○	○	新町小	○	○
第三小	●	○	霞台小	●	●
第四小	●	●	友田小	●	○
第五小	●	●	今井小	●	○
第六小	●	○	若草小	●	○
第七小	●	●	藤橋小	●	○
成木小	○	○	吹上小	●	○

●専用教室で実施 ○専用教室無で実施

6) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

現在、全ての放課後児童クラブにおいて、特別な配慮を必要とする児童への対応として、原則児童2人につき放課後児童クラブの職員を1人加配して対応しています。

放課後子ども教室に特別な配慮を必要とする児童が参加する場合においては、必要に応じて、スタッフを加配して対応しています。

7) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長にかかる取組等

現在、全ての放課後児童クラブにおいて、午後7時までの開所時間の延長を行っています。本計画期間である令和11年度までにおいても、引き続き開所時間の延長を行っていきます。

8) 放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

放課後児童クラブには、保護者が就労等により昼間保育ができない小学生の児童を放課後に預かるだけでなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」や「生活の場」であり、こどもの主体性を尊重し、こどもの健全な育成を図る役割を負うものであることを踏まえ、その役割を徹底し、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上を図ることが求められています。

放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくため、支援員等に対し、研修等への参加を促し、支援の質の向上とこどもの健全育成を図っていきます。

9) 放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進するための方策

令和6年度からの5年間において、各放課後児童クラブの指定管理事業者による、利用者や地域住民への育成支援の内容にかかる周知について支援していきます。

11 その他事業

(1) ファミリー・サポート・センター事業（1区域）

こどもの預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）が、地域の中で助け合いながら子育てをする有償ボランティアの会員組織です。

単位：人回／年

ファミリー・サポート・センター事業	現状	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用者推計総数（量の見込み）	1,092	1,049	1,014	975	933	873
②確保提供総数	3,405	3,405	3,405	3,405	3,405	3,405
差異（②－①）	2,313	2,356	2,391	2,430	2,472	2,532

【現状】

○令和5年度未会員数：利用会員537人、提供会員235人、両方会員3人、計775人となっています。

【確保の方策】令和7年度～11年度

○ファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。

○提供会員の質の向上のため、研修を実施していきます。

(2) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊娠に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【現状】

○実施場所：市長が委託契約を締結した都内医療機関

○実施体制：妊婦が、妊婦健康診査受診票を医療機関に提出し、妊婦健康診査を実施します。（妊婦健康診査受診票は、妊婦が妊娠届出書を本市（健康センター）に提出した際に交付されます。）

1人当たり14回分の受診票が交付されます。また、超音波検査の受診票（1回分）、子宮頸がん検診の受診票（1回分）が交付されます。

○検査項目：一般健康診査（14回）

※多胎妊婦については、14回目を超えて実施した15回目から19回目までの自費で受診した受診費の一部を助成

超音波検査

経腹法による断層撮影：胎児数、胎位、胎児の発育異常（羊水量の異常を含む）、胎盤の付着部位の異常、その他（妊娠・分娩に大きな影響のある異常）

子宮頸がん検診

○実施時期：受診票の有効期間は、交付の日（妊娠届出書提出時）から出産の日まで。

【確保の方策】令和7年度～11年度

○事業の積極的な広報活動に努め、利用者の状況に応じ母親の健康管理を図ります。

（３）実費徴収にかかる補足給付を行う事業（３区域）

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に対して保護者が支払うべき副食費を助成する事業です。

【 確保の方策 】 令和７年度～11年度

○国の実施事業の内容に応じ実施していきます。

（４）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 （３区域）

待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のために、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育などの設置を促進していく事業です。

【 確保の方策 】 令和７年度～11年度

○需要の状況に応じ、事業者等からの申請にもとづき設置を検討します。

（５）児童虐待防止ネットワーク事業（１区域）

青梅市要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化を図るとともに、児童福祉専門員等による研修会を開催する事業です。

【 確保の方策 】 令和７年度～11年度

○要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、研修会等を実施します。

（６）妊婦等包括相談支援事業（１区域）（新規事業）

妊娠期から出産・子育てまで一貫して、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業です。（従前の「出産・子育て応援事業における伴走型相談支援事業」が、令和７年度から「利用者支援事業における妊婦等包括相談支援事業」となったもの）

地域市民団体の子育て支援について妊婦全員へ周知活動を行い、乳幼児期に地域とのつながりのきっかけとなる機会を作ります。

- ・伴走型相談支援（出産・育児等の見通しを立てるための面談等（①妊娠届出時、②妊娠８か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間）やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談支援）
- ・経済的支援（妊娠届出時と出生届出時の計10万円相当の経済的支援）

【 確保の方策 】 令和７年度～11年度

○子育て世代包括支援センターにおいて、事業を運営していきます。

（７）産後ケア事業（１区域）

産婦に対し、助産師による心身のケア、育児相談、授乳指導などを提供します。

【 現状 】

- 助産院等へ委託し、宿泊型・日帰り型・訪問型事業を行っています。
- 利用者自己負担額の減免を行っています。

【 確保の方策 】 令和７年度～11年度

○より多くの産婦が利用できるよう、複数の助産院等との委託契約を行います。

(8) 子育て世帯訪問支援事業（1区域）（新規事業）

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

単位:世帯/年

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	19	18	17	17	16
②確保提供総数	42	42	42	42	42
差異(②-①)	23	24	25	25	26

【現状】

○産前、産後で家事および育児が困難な妊産婦に対して、育児支援ヘルパーの派遣を行います。

○1事業者に委託し対応しています。

【確保の方策】令和7年度～11年度

○育児支援ヘルパーの利用回数の拡大や、周知活動を積極的に実施していきます。

(9) 児童育成支援拠点事業（1区域）（新規事業）

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童および家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

単位:人/年

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	65	62	60	57	56
②確保提供総数	0	0	0	0	0
差異(②-①)	65	62	60	57	56

【確保の方策】令和7年度～11年度

○民間団体等の取組の支援について検討していきます。

(10) 親子関係形成支援事業（１区域）（新規事業）

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者およびその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談および助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

単位:組/年

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用者推計総数 （量の見込み）	200	200	200	200	200
②確保提供総数	200	200	200	200	200
差異（②－①）	0	0	0	0	0

【確保の方策】令和7年度～11年度

○民間団体と連携し、子育て支援講座を開催していきます。

(11) こども誰でも通園制度（１区域）（新規事業）

親の就労状況にかかわらず、時間単位などでこどもを保育所等に預けられるようにする制度です。

令和8年度からの給付制度化に向けて、国から示される予定の量の見込みの算出等の考え方の動向に注視しながら、受け入れ体制を整備するものとし、必要受入時間数、必要定員数を算出しました。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
〈必要受入時間数〉					
0歳	－	1,880	1,880	1,880	1,880
1歳	－	1,980	1,980	1,980	1,980
2歳	－	1,460	1,460	1,460	1,460
〈必要定員数〉					
0歳	－	11	11	11	11
1歳	－	12	12	12	12
2歳	－	15	15	15	15

【確保の方策】令和7年度～11年度

○制度の開始にあわせ、実施保育所等の確保に向け、制度の周知を図っていきます。